

公益社団法人 日本造園学会役員報酬等に関する規程

第1条（総則）

この規程は、公益社団法人日本造園学会の役員報酬等に関し必要な事項を定める。

第2条（定義等）

次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは理事および監事をいう。

(2)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

この法人の役員は、その在任中報酬等を受けず、退任時において退職手当は支給されない。

第4条（費用の支給）

この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

第5条（公表）

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第6条（改廃）

この規程の改廃は、社員総会の議決を経て行う。

第7条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人日本造園学会の設立の登記の日から施行する。